

目 次

1. 平成30年度 第71回定時総会開催のご案内	1
2. 第38回 トラックドライバー・コンテスト大分県大会の開催について	3
3. 運転マナーアップ推進事業にかかる巡回結果について	5
4. 平成30年度 第1回運行管理者試験のご案内	6
5. 平成30年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業 (Gマーク) 事前説明会の開催について	7
6. 運行管理者試験対策研修会及び直前勉強会の開催について	9
7. 街頭啓発活動(事故ゼロの日)の実施結果	11
8. 支部だより 交通安全グッズを寄贈(大分西支部・大分東支部)	12
9. 自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を改正	13
10. 退職する自衛官に対する求人について	15
☆青年部だより	17
☆行政だより	
(1) 第13次労働災害防止計画の推進について	18
(2) 九州運輸局自動車運送事業者自動車無事故表彰について	19
(3) 平成30年度全国安全週間実施について	21
(4) コンテナへのヒアリ侵入防止等に係る事業者への協力依頼について	25
☆国税だより	26
☆陸災防だより	
講習案内	27
☆大分産業機械技能教習所だより	29
☆お知らせ	
(1) 違法行為をしていませんか? 運転マナーを守っていますか?	30
(2) NASVAからのお知らせ	
○事務所移転のお知らせ	31
○第一・第三土曜日の開業について	32
○平成30年度第1回運行管理者等基礎講習(貨物)の開催について	33
(3) 九州エコポイント	35
(4) 会員名簿訂正方をお願い	37
(5) 燃料情報	37
(6) 行事予定表	39
(7) 帳票関係FAX注文書	40

標準貨物自動車運送約款改正関係についてホームページで閲覧可能となっております。
○-----○
当誌「大分トラック情報」がホームページにて閲覧可能となっております。
閲覧用パスワードは「6311」です。

平成30年度 第71回定時総会開催のご案内

平成30年度第71回定時総会を、下記のとおり開催いたします。

会員の皆様には、業務ご多忙のところ恐縮ですが、ご出席を賜りますようお願い申し上げます。

なお、議事に先立って優良従業員の表彰授与式・伝達式を挙行いたします。

出・欠につきましては、ご案内しております返信用ハガキにて必ず連絡方お願い申し上げます。

1. 日 時 平成30年 5月28日(月) 13時

2. 場 所 大分県トラック会館 5階「大会議室」
大分市向原西1丁目1番27号
TEL 097-558-6311

案内文書（大ト協第24号）に添付しています「出席者名簿」（次ページに同書面を掲載）を、当日ご持参下さい。

また、正会員（代表者、指定代表者）以外の代理出席については「委任状」が必要となりますので申し添えます。

※お願い

駐車場の混雑が予想されますので、乗り合わせ等ご配慮頂ければ幸甚に存じます。

公益社団法人 大分県トラック協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会大分県支部
大分県トラック事業政治連盟

別 添

受付番号

※定時総会の出席者名簿といたしますので、
当日必ず受付に提出して下さい。

第71回 定時総会

日 時 平成30年5月28日(月) 13時
場 所 大分県トラック会館 5階「大会議室」
大分市向原西1丁目1番27号
TEL 097-558-6311

私は、上記開催の第71回定時総会に出席いたします。

所属地区名 _____ 支部 _____ 地区 _____

住 所 _____

会員名(会社名) _____

代 表 者 名 _____ (印)

(支店・営業においては、指定代表者名) _____

※代表者又は指定代表者に代わる出席者については、委任状もご記入下さい。

委 任 状

私は、上記開催の第71回定時総会における権限を

役職 _____ 氏名 _____ に委任いたします。

住 所 _____

会員名(会社名) _____

代 表 者 名 _____ (印)

※当日の受付で、本紙と引換に「番号札」をお受取り下さい。

第38回 トラックドライバー・コンテンツ 大分県大会の開催について

標記について、交通事故防止及びプロドライバーの資質の向上を目的として、下記のとおり開催いたします。

つきましては、会員事業所所属ドライバーの出場選手を募集いたしますので、下記の5「出場選手の資格」をご参照のうえ、別紙「出場選手参加申込書」に必要事項を記入し、自動車安全運転センター発行の過去3年間の運転記録証明を添えて、平成30年6月29日(金)までに協会事務局宛に送付頂きますようお願いいたします。

記

1. 開催日時 平成30年7月28日(土) 9:00～14:00 予定 (受付 8:30から)
2. 開催場所 大分県トラック会館
大分市向原西1-1-27 ☎ 097-558-6311
3. 競技内容 ○学科競技 (交通法規・運転常識・構造機能)
○実科競技 (整備点検競技)
4. 競技部門 ○4トン車部門 ○11トン車部門
○トレーラ部門 ○女性部門 (2トン、4トン、11トン、トレーラ)
5. 出場選手の資格
 - (1) 各部門とも協会会員事業所の在籍従業員で勤務成績が優秀であり、出場推薦日において過去3年間人身事故を起こしたことがなく、かつ過去1年間無事故・無違反であること。
但し、出場選手として、上記以外の者を出場させることができるが、その者は順位付け及び全国大会へ推薦することは出来ない。
 - (2) 同時に他部門への出場はできない。
 - (3) 過去に全国大会で優勝した者、または全国大会に2回出場している者 (女性部門は除く) は出場することができない。

6. 表 彰（選手表彰のみ）

(1) (公社)大分県トラック協会会長表彰 各部門の1位～3位

※但し、各部門出場選手が5名未満の場合は1位のみの表彰、出場選手が1名のみの場合は特別賞とする。

(2) 参加賞（入賞者を除く全員）

7. 全国大会への推薦

公益社団法人全日本トラック協会の主催する全国大会出場選手の推薦は、次のとおりとする。

(1) 県大会の結果、各部門の成績優秀者を全国大会へ推薦する。

なお、全国大会女性部門へは、県大会成績優秀者1名を推薦する。

(2) 全国大会出場選手は、同一事業者から1名限りとする（女性部門の出場は除く）。

(3) 過去に、全国大会の一般各部門・女性部門で優勝または2回出場したものは推薦ができない。

8. その他

(1) 実施要綱、競技要領等については協会HPに掲載します。

(2) 当日は、昼食を準備しております。



昨年のトラックドライバー・コンテストのようす

運転マナーアップ推進事業にかかる巡回結果について

1. 目的

協会に運転マナーについての苦情が未だに寄せられることから、会員自らが組織する指導員による巡回を実施し、マナー違反の傾向を把握すると共に各会員事業所において乗務員への教育に反映させ、プロドライバーとしての自覚を再認識させることとする。

2. 調査の内容

- 対象は、県内を走行する大分ナンバーの事業用トラック
- 調査エリアは、県下の14ブロック（分会ごと）
- 調査の実施者は、各ブロックの指導員
- 調査の手法は、指導員が日常の中で見かけたマナー違反をチェックリストに記載

3. 巡回の期間

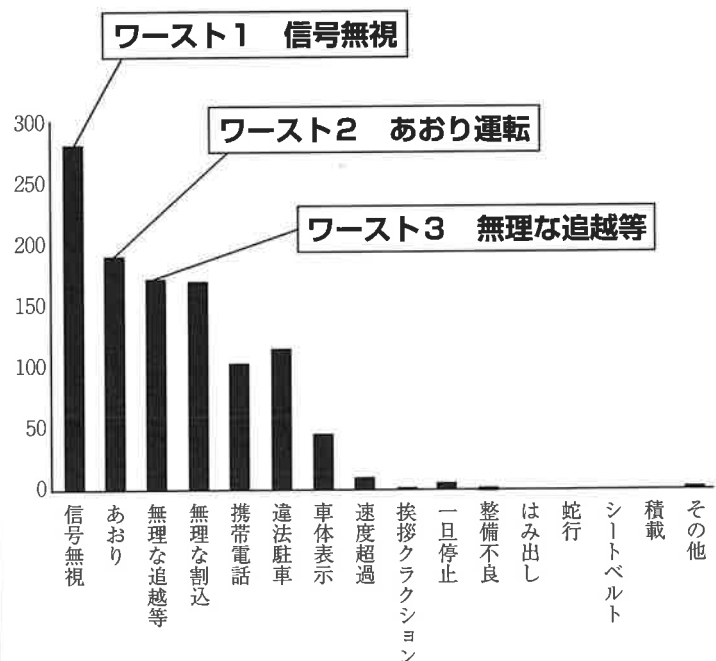
平成29年4月～平成30年3月（12ヶ月間）

4. 巡回人員

延べ8,954人／12ヶ月（14分会） 指導員 37名 事業日数 242日

5. 集計結果

項目	件数	構成比
信号無視	280	25.3%
あおり	191	17.3%
無理な追越等	171	15.5%
無理な割込	169	15.3%
携帯電話	103	9.3%
違法駐車	114	10.3%
車体表示	47	4.3%
速度超過	11	1.0%
挨拶クラクション	3	0.3%
一旦停止	7	0.6%
整備不良	4	0.4%
はみ出し	0	0.0%
蛇行	1	0.1%
シートベルト	1	0.1%
積載	0	0.0%
その他	3	0.3%
計	1,105	100.0%



6. 課 題

巡回の結果をみると重大事故の要因となる信号無視、あおり運転、無理な追い越しの3項目の違反が全体の半数以上を占めており、会員事業者への周知の徹底が課題である。また、未だ運転中に携帯電話の使用がみられることはプロとしての資質が問われるところである。

7. 対 策

自家用車ドライバーの模範となるよう認識させると共に、プロドライバーとしての誇りを醸成させる教育が必要と考える。毎月の安全会議などでマナー違反をしないように注意喚起するとともに、SDカードによる違反歴の確認を実施し自身の問題でもあることを強く認識させる。また、優良な乗務員にはインセンティブを附与することで、違反者との差別化を図り「安全への意欲」を向上させる。さらには、必要に応じ服務規程の整備を行い乗務員に周知させる等の対策を講じる。

協会としては、この結果を広く会員事業所へ周知し、「安全が何よりも優先する風土づくり」に取り組むこととする。

平成30年度 第1回運行管理者試験のご案内

平成30年度第1回運行管理者試験が下記のとおり実施されますので、受験を希望される方は受験申請書を提出してください。

記

1. 試験日時

平成30年8月26日(日) 13時15分～14時45分 (90分)

2. 受験申請の方法及び受付期間

○書面申請 平成30年5月18日(金)～6月8日(金)

○インターネット申請 平成30年5月18日(金)～6月19日(火)

○おまかせ申請 平成30年4月16日(月)～6月14日(木)

※おまかせ申請とは、PC等が無い、操作が不得意等の理由でインターネット申請が困難な方に、これを可能とする申請方法です。

3. 受験通知書の送付

受験申請が受理されたのち、申請者の住所に受験通知署が送付されます。

受験通知書の発送は、平成30年8月8日(水) (予定) です。

4. 受験手数料等

○受験手数料 6,000円

○申請手数料 ①書面 1,030円 ②インターネット 648円 ③おまかせ 2,648円

平成30年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）事前説明会の開催について

標記「貨物自動車運送事業安全性評価事業事前説明会」を下記のとおり開催いたします。参加ご希望の際は、下記「参加申込書」にご記入のうえ、協会事務局宛FAX（097-552-1591 担当：佐藤・三好）にてご返送頂きますようお願いいたします。

記

【更新事業者】

1. 日 時：平成30年5月29日(火) 13:30～15:00
2. 場 所：大分県トラック会館 5階 大会議室
3. 講 師：(公社)大分県トラック協会適正化事業課
4. 内 容：Gマークの申請要領及び改正事項、留意事項等について

【新規に取得を希望する事業者】

1. 日 時：平成30年5月31日(木) 13:30～16:00
2. 場 所：大分県トラック会館 3階 中会議室
3. 講 師：(公社)大分県トラック協会適正化事業課
4. 内 容：Gマークの申請要領と留意事項等について

【共通事項】

1. 申込期限：平成30年5月18日(金)まで
2. そ の 他：説明会で使用する資料「平成30年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業申請案内」は、印刷部数の関係上、1事業所1部となります。複数名が参加する際は、(公社)全日本トラック協会HPから印刷し、当日持参して頂きますようお願いいたします。

(<http://www.jta.or.jp/gmark/gmark.html>)

※4月16日(月)から掲載予定

参加申込書

会社名：

営業所名：

1. 申請区分

(いずれかに○をして下さい)

チェック	申請区分	説明会日時
	更新事業者	5月29日(火) 13:30～
	新規取得希望事業者	5月31日(木) 13:30～

2. 参加者

役職	氏名

(参考) ○申請書頒布期間 (土・日・祝日を除く)

平成30年5月1日(火)～6月30日(土)

○申請受付期間

平成30年7月1日(日)～7月14日(土)

(送付先) (公社)大分県トラック協会
担当:佐藤・三好
FAX 097-552-1591

運行管理者試験対策研修会及び 直前勉強会の開催について

平成30年度第1回運行管理者試験の受験を予定されている方を対象とした研修会を下記のとおり開催いたします。

研修受講を希望される方は、研修受講申込書（コピーで可）を協会事務局宛ご返送ください。（FAX 097-552-1591）

また、会場の都合で、定員になり次第締め切らせて頂きますのでご了承願います。

記

1. 日 時 (1) 対策研修会 平成30年8月5日(日) 8時30分～16時30分
(専任講師による法令解説と出題傾向等の試験対策の研修会)
(2) 直前勉強会 平成30年8月18日(土) 9時30分～13時予定
(模擬試験による自己診断と問題分析)
※8/5の研修会を受講した会員の方限定と致します。
2. 場 所 (1)・(2) 大分県トラック会館 5階 大会議室 (いずれも同会場)
大分市向原西1-1-27 TEL 097-558-6311
3. 受講料 (1) 対策研修会 会員 3,000円 会員外 4,000円
※研修会で使用するテキストは、当日販売致しません。事前に協会にて購入して下さい。(テキスト代は2,592円)
(2) 直前勉強会 1,000円 (会員のみ対象)
4. 定 員 100名
5. 申込期限 平成30年7月20日(金)
6. 持参品 テキスト (輸送文研社「平成30年8月版問題集」)、筆記具

※1 試験対策研修会は内容が充実したものとなっていますので試験合格のためにも必ず受講して頂くことをお勧めします。

※2 試験対策研修会当日は、受付にて弁当の販売を行いますので、是非ご利用下さい。

**平成30年度 第1回運行管理者試験
試験対策研修会・直前勉強会 申込書**

会社名	
連絡先	

8/5 開催 試験対策研修会 (最優先研修)

参加者氏名	テキスト有無に○	備 考
	有 ・ 無	
	有 ・ 無	
	有 ・ 無	

※テキストは、必ず事前に購入するようにお願いします。

8/18 開催 直前勉強会 (上記研修会を受講された方限定)

受講者氏名	備 考

締 切 平成30年7月20日(金)
送付先 (公社)大分県トラック協会 FAX 097-552-1591

街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果

支部・分会等は、各種交通安全運動期間中や毎月20日を「事故ゼロの日」とし街頭啓発活動を実施していますが、平成30年4月に実施された結果についてご報告致します。

支部名	時間	場所	事業所数	人数	備考
大分西支部	7:30～8:00	大分市新川町 新川交差点	6社	6人	4月6日
	7:30～8:00	大分市新川町 新川交差点	9社	11人	4月13日
	7:30～8:00	由布市庄内町 庄内庁舎前	4社	7人	4月20日
大分東支部	7:30～8:00	大分市 大分東警察署前	9社	10人	4月6日
	7:30～8:00	大分市 大分東警察署前	12社	14人	4月13日
別杵支部	7:20～8:10	日出町 佐尾交差点 他	14社	42人	4月6日
県北支部	7:45～8:15	中津市 田尻交差点	17社	17人	4月6・13日
	7:45～8:15	宇佐市 柳ヶ浦高校前 他	6社	6人	4月6・13日
西部支部	7:30～8:00	玖珠郡玖珠町山田 玖珠分会事務所前	15社	16人	4月13日
	7:30～8:00	日田市 玉川交差点	4社	5人	4月10日
県南支部	11:00～11:30	臼杵市 臼杵警察署前	11社	11人	4月10日
事務局	8:00～8:20	大分市 大分県トラック会館前		12人	4月6日

※平成30年4月26日現在 報告受理分のみ列記

街頭啓発活動の様子



支部だより

◇交通安全グッズを寄贈（大分西支部）

大分県トラック協会大分西支部（山下征規支部長）は4月5日、大分県交通安全協会大分中央支部に交通安全グッズを贈った。

グッズは熊をモチーフにした反射材付きマスコット200個など。同署で行われた寄贈式では、山下支部長が「事故防止に役立ててほしい」とあいさつした。

グッズは春の交通安全運動期間中（4月6日～15日）の街頭活動で通行人やドライバーに配布された。



中央：坂本交通・環境対策委員長、中央右：山下支部長

◇交通安全グッズを寄贈（大分東支部）

大分県トラック協会大分東支部（江藤剛支部長）は4月5日、大分東警察署と大分県交通安全協会大分東支部に交通安全グッズを贈った。

寄贈式が大分東警察署であり、関係者ら8人が出席。江藤支部長代理が大分東警察署の三浦一也署長と交通安全協会大分東支部の木本昭二事務局長に、反射材付きの自転車用キーホルダー600個などを手渡した。江藤支部長代理は「事故防止に役立ててほしい」とあいさつした。

グッズは春の交通安全運動期間中（4月6日～15日）の街頭活動で通行人やドライバーに配布された。



中央右：江藤支部長代理、右：中原監事

自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を改正 ～7月から過労防止関連の処罰が厳しく～

国土交通省は、自動車運送事業者への行政処分基準に関する通達改正を行う。

主な内容として、①過労防止関連違反等に係る車両停止等の処分量定を引き上げる、②営業所での監査結果に基づき行われる車両の使用停止（行政処分）について、トラックに関しては、営業所で保有する車両数全体の最大5割に引き上げる。

施行は、平成30年7月1日を予定している。

1. 行政処分の強化

自動車運送事業の運転者は、全職業平均と比較して労働時間が約1～2割長く、いわゆる過労死の認定件数も職種別で最も多い実態にあり、長時間労働の是正や過労の防止は重要な課題である。このため、昨年8月28日に「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」において取りまとめられた「直ちに取り組む施策」においても、行政処分の強化を行う方針が示された。

以上のような状況を踏まえ、今般、過労防止関連違反等に係る行政処分の処分量定の引き上げを行うなど、行政処分等の基準について、所要の改正を行うこととする。（別紙参照）

2. トラック事業者の法令遵守の徹底を図るための措置

トラックの適正化事業実施機関が実施する巡回指導において、法令未遵守事項が多くみられ、改善指導を受けたにも関わらず改善が図られない等のトラック事業者の他、「定期点検の実施」、「健康診断の受診」及び「社会保険等の加入」に関する法令未遵守状況が継続的に見られるトラック事業者等に対して、重点的に監査を実施することとする。（平成30年10月1日開始予定）

処分量定の引き上げ(トラック、乗合バス、タクシー)
○過労防止関連違反に係る行政処分の処分量定を引き上げる。

《現行》初違反

▷ **乗務時間等告示遵守違反**
(安全規則第3条)(運輸規則第21条)
・未遵守5件以下 警告
・未遵守6件以上15件以下 10日車
・未遵守16件以上 20日車
・未遵守31件以上3名以上等 30日事業停止

▷ **健康状態の把握義務違反**
(安全規則第3条)(運輸規則第21条)
・把握不適切50%未満 警告
・把握不適切50%以上 10日車

▷ **社会保険等未加入**
(事業法第25条)(運送法第30条)
・一部未加入 10日車
・全部未加入 20日車

《改正》初違反

▷ **乗務時間等告示遵守違反**
1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、左記(現行)の件数として計上し処分日車数を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり処分日車数を算出し、左記の処分日車数に合算する。

- ・未遵守1件 10日車
- ・未遵守2件以上 20日車

▷ **疾病、疲労等のおそれのある乗務**

- ・健康診断未受診者 1名 警告
- ・健康診断未受診者 2名 20日車
- ・健康診断未受診者 3名以上 40日車

▷ **社会保険等未加入**

- ・未加入 1名 警告
- ・未加入 2名 20日車
- ・未加入 3名以上 40日車

・月の拘束時間(トラック)
>293時間以内(労使協定320時間)
・休日労働
>2週間に1回まで

・健康保険
・厚生年金保険
・労働者災害補償保険
・雇用保険

その他処分量定の改正

・記録の改ざん・不实記載のような労働時間を管理する点で問題がある事項及び虚偽届出については処分を強化する。
・帳票類の「全て保存なし」については、「全て記録なし」と同じ処分量定に統一する。等

処分量定の引き上げ(トラック)
○行政処分により使用を停止させる車両数の割合を最大5割に引き上げる。

《現行》

処分日車数	配置車両数(台)			
	1~10	11~30	31~60	61~100
~30日車	1	1	1	1
31~60	1	2	2	3
61~100	1	2	3	5
101~300	2	3	5	8
301日車~	3	3	5	10

※車両停止は営業所毎に行う

例えば、処分150日車のとき、営業所当たり、配置車両数
5両の場合は、車両停止 2両×75日
10両の場合は、車両停止 2両×75日
100両の場合は、車両停止 7両×18日, 1両×24日

《改正》

使用停止車両割合を全車両の最大5割に引き上げ

例えば、処分150日車のとき、営業所当たり、配置車両数
5両の場合は、車両停止 2両(×75日)
10両の場合は、車両停止 5両(×30日)
100両の場合は、車両停止 15両(×10日)



【その他(トラック事業者の法令遵守の徹底を図るための措置)】

適正化実施機関による巡回指導において、①総合評価が著しく悪い事業者、②新規参入後の総合評価が継続して悪い事業者、③健康診断受診や社会保険加入等の基本項目が継続して不適切である事業者、に対して重点的に監査を実施します。

退職する自衛官に対する求人について

トラック運送業界の人材確保は、喫緊の課題であります。一方、自衛隊においては、若年定年制（50歳代半ばで退職）及び任期制（多くは20歳代で退職）をとっており、再就職を希望する方もいらっしゃいます。

つきましては、退職自衛官の採用を希望する会員事業者は、下記の記入例を参照のうえ、次頁掲載の求人票に記載し、当協会に提出（FAX 097-552-1591）いただければ、自衛隊大分地方協力本部へまとめて提出いたします。

※自衛隊大分地方協力本部（大分地域援護センター）

TEL 0977-22-1140

（記入例）

求人票		紹介期間		紹介所		専用整理機		交付機関管理機	
① 退職自衛官協同黒刺鳥紹介所		平	年	月	日	A	B	C	D
（記入例） 事業所名 有限会社 めじろん警備 代表者名 代表取締役社長 目白 太郎 所在地 〒874-1234 大分県別府市山の手町99番2ビル2F 採用事務者 氏名 岡 敏彦 電話番号 0977-(23)4667 職種 保安・警備 通勤 1人 雇用形態 正社員 採用人数 1人 役職名 なし 止むを得ない理由による年齢特例 歳～歳 理由の明細： 就業の所 大分県別府市 交通法事務課、警備警備業務 必要経歴(年齢)・技能・知識・免許資格 高卒以上(年齢免除) 学歴 不問 作業遂行上不可とする身体条件 事業内容 交通法事務課 設立 昭和56年 従業員数 18人(うち女性3人) 資本金 500万円 別府 青 (管理職) (25人) (任意事項など最近の業績) 平成26年度:1億5千万円	（記入例） 就業時間 午前 7時 分～午後 7時 分まで 就業日 月曜日～日曜日(土曜・日曜・祝日) 就業日 月曜日～日曜日(土曜・日曜・祝日) 休日 日曜・祝日・その他(シフト制) 有(1日) 60分 週休2日制 祝日/月3回 隔年/月1回(その他) 有(1日) 60分 賃金形態 月給制(日給/月給/時間給/その他) 月給制 賃金支払 毎月 末日・その他 賃金締切日 毎月 25日・その他 a 基本給 月給 () 円 b 手当 手当 円 手当 円 a+b 180,000 円～ 180,000 円 皆勤手当 円 家族手当 円 通勤手当 (前年応答額) 円 10,000 円まで、定額 () 円 賞与 (前年応答額) 年 2 回(年 30 月分又は 万円) 又は年額 万円 加入保険 (健康・労災・遺族・生命) 出資金共済・財形 退職金制度 有(課税) 年勤続 () 円 課税 特 定年制 (65歳)・終 再雇用又は勤務延長 (70歳)・終 住宅 約(入居可・不可) 世帯用 一人あたり 費用毎月 円 約(入居可・不可) 世帯用 一人あたり 費用毎月 円 退職自衛官の採用に関する確認事項 (確認した場合はし点を記入して下さい。) ・採用希望期間 29年 3月 5日 指定のない場合の有効期間は3か月間です。 ・採用を希望する省の自衛隊時の階級 試用期間 3ヶ月 ・その他	（記入例） 交付機関管理機 番号 大分 地域 大分 年月日 平成 年 月 日 担当者 () 記 平 年 月 日 定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等について説明済み てん末 充足・一部充足(人) 未充足・取消・撤回済了 所属 陸・海・空 職階 氏名							

【求人票URL】

<http://www.engokiyokai.jp/employment.html>

青年部だより

九州各県運輸青年部会長会議へ出席

大分県トラック協会青年部（三重野太会長）は4月20日(金)、佐賀市「ホテルニューオータニ」において開催された、標記会議に出席しました。

会議では、九州地区運輸青年部連絡協議会の役員改選や規約改正について協議がなされました。

平成30年度「通常総会」の開催

大分県トラック協会青年部（三重野太会長）は4月25日(水)、大分市「アリストンホテル大分」において通常総会を開催しました。

会議では、平成29年度の事業報告、収支決算報告、平成30年度の事業計画、収支予算が承認され、会員相互の連携強化を図るとともに、業界のPR活動、公益性のある活動の推進、新たに物流出前講座を実施することが決まりました。

また、任期満了に伴い役員が改選され、新会長に佐藤政信氏（㈲福伸急送、取締役専務）が就任しました。

◇青年部「大运会」新正副会長

【会 長】 佐藤政信 ㈲福伸急送 取締役専務

【副会長】 藤原伸良 ㈱テクノ 取締役

大野貴照 龍南運送㈱ 営業部長



三重野青年部会長



来賓の青木協会長



総会の様子

◇青年部会員を募集しています

- ・協会会員事業所で、48歳以下の経営者、後継者及び管理者

【問合せ】 公益社団法人 大分県トラック協会青年部事務局 三好・岡部

電話 097-558-6311 メール miyoshi@ota.or.jp

第13次労働災害防止計画の推進について

標記について、(公社)全日本トラック協会を通じて、厚生労働省労働基準局から周知依頼がありましたので、お知らせします。

基発0319第3号
平成30年3月19日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長

第13次労働災害防止計画の推進について

さて、今般、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第6条の規定に基づき、2018年度を初年度とする第13次の労働災害防止計画を策定し、3月19日付けで公示したところです。

1958年以降、これまで12次にわたる労働災害防止計画により、国、事業者、労働者等の関係者が一丸となって取組を推進してきた結果、我が国の労働現場における安全衛生の水準は大きく改善してきました。一方で今なお年間1,000人近くの方が労働災害で亡くなっている現実があり、過労死や職場におけるメンタルヘルス不調も社会問題となっています。また、化学物質による健康障害の防止や、疾病を抱えた労働者の治療と仕事の両立への取組など、取り組むべき多くの課題が残っています。

第13次の労働災害防止計画は、このような状況を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めたものです。本計画の趣旨を御理解いただき、計画の推進に特段の御協力を賜りますようお願いいたします。

○厚生労働省ホームページ

第13次労働災害防止計画について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197308.html>

※計画の本文、概要、パンフレットのリンク先も掲載されています。

九州運輸局自動車運送事業者自動車無事故表彰について

標記について九州運輸局から次のとおり公示がありましたので、お知らせします。

九運公第1号

公 示

九州運輸局自動車運送事業者自動車無事故表彰規程（昭和62年3月24日付け、九運達第2号、以下「表彰規程」という。）に基づき平成30年度第1回表彰を下記要領により行うので、公示する。

記

1. 被表彰者の範囲

九州運輸局の管轄に属する自動車運送事業者（1人1車制を除く。）

2. 表彰規程第4条第1項の表彰（一般表彰）

(1) 表彰基準

次の表彰所定期間中にその責任に属する自動車事故がなく、かつ運輸業務の成績が優良である者

(注) 自動車事故とは、自動車事故報告規則（昭和26年12月20日運輸省令第104号）第2条に該当する事故及びその発生が社会に及ぼす影響が大きいと認められる事故等をいう。

表彰所定期間（無事故表彰期間）

事業用自動車（被けん引自動車を除く）数の区分に応じ次に定める期間とする。

事業用自動車数	期 間
7両以下	5年
8両 ～ 10両	4年
11両 ～ 20両	3年
21両 ～ 40両	2年
41両 ～ 80両	1年6月
81両 ～ 160両	1年
161両 ～ 300両	9月
301両 ～ 600両	6月
601両 ～ 2,000両	3月
2,001両以上	2月

(注) 7両以下に1人1車制は含まれない。

また、一般貨物自動車運送事業（霊柩）にあつては各該当期間の3倍とする。

(2) 表彰時期

平成30年8月に予定

(注) 一般表彰及び特別表彰の表彰状は所轄運輸支局長又は運輸支局次長が伝達する。

(3) 表彰手続き

① (1)の基準に適合後6カ月以内に「自動車無事故報告書」に、「最近における運輸業務等の実績」、「運行管理者、整備管理者の講習及び研修の受講を証する書面の写し並びに運行管理規程、整備管理規程の写し」及び「推薦書」を添えて所轄運輸支局長に2部提出する。

② 自動車無事故報告書等の提出期限

平成30年5月末日まで

3. 表彰規程第4条第2項の表彰（特別表彰）

特別表彰については、一般表彰の連続回数が4回に達し、かつ、運輸業務の成績が特に優秀と認められる該当者を表彰する。

4. 問合せ等

表彰基準等についての照会は、九州運輸局自動車技術安全部保安・環境課、所轄の運輸支局整備部門に問い合わせ下さい。

平成30年4月2日

九州運輸局長 加賀 至

平成30年度全国安全週間実施について

標記について、(公社)全日本トラック協会を通じ、厚生労働省から周知依頼がありましたので、お知らせします。

平成30年度全国安全週間実施について

平成30年7月1日～7月7日までを安全週間、6月1日～6月30日までを準備期間として、「新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理 惜しまぬ努力で築くゼロ災」をスローガンとし、全国一斉に積極的な活動が行われます。

実施要綱

1. 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で91回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているが、平成29年の労働災害については、死亡災害が3年ぶり、休業4日以上死傷災害が2年連続で、前年を上回る見込みである。

また、第13次労働災害防止計画が平成30年度を初年度として新たに展開されることを踏まえ、働く方一人一人がかけがえのない存在であり、各事業場で一人の被災者も出さないという基本理念の下、日々の仕事が安全なものとなるよう、不断の努力が必要である。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、平成30年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理 惜しまぬ努力で築くゼロ災

2. 期 間

平成30年7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、平成30年6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3. 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4. 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会

5. 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6. 実施者

各事業場

7. 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8. 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9. 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

- (1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項
 - ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
 - ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
 - ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
 - ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
 - ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
 - ⑥ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施
- (2) 継続的に実施する事項
 - ① 安全衛生活動の推進
 - ア. 安全衛生管理体制の確立
 - (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - イ. 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施

- (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
- ウ. 自主的な安全衛生活動の促進
 - (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - (イ) 職場巡視、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、K Y（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化
- エ. リスクアセスメントの普及促進
 - (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - (イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）
- オ. その他の取組
 - (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実
- ② 業種の特性に応じた労働災害防止対策
 - ア. 建設業における労働災害防止対策
 - (ア) 一般的事項
 - a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、ハーネス型安全帯の積極的な使用
 - b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - (イ) 東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策
 - a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - イ. 製造業における労働災害防止対策
 - (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
 - (イ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 - (ウ) 鉄鋼業等の装置産業の事業場における老朽化設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
 - ウ. 林業の労働災害防止対策
 - (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
 - (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

エ. 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

(ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施

(イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施

(ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

(エ) トラックの逸走防止措置の実施

(オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

オ. 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

(ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

(イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知

(ウ) 職場点検、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化

(エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア. 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）

(ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消

(イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

(ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施

イ. 交通労働災害防止対策

(ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

(イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

(ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

(エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

ウ. 非正規雇用労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

(ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実

(イ) 非正規雇用労働者、技能実習生等の外国人労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

(ウ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

(エ) 高年齢労働者に配慮した職場改善の実施

エ. 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

(ア) WBGT値（暑さ指数）による適正な作業環境管理、作業管理の実施

(イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定

(ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取

(エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を踏まえた健康管理

(オ) 熱中症予防に関する教育の実施

コンテナへのヒアリ侵入防止等に 係る事業者への協力依頼について

標記について、国土交通省を通じ、環境省自然環境局から周知依頼がありましたので、お知らせします。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」）に基づき特定外来生物に指定されているヒアリについては、昨年6月に国内で初めて確認されて以降、現在までに12都府県で26事例が確認されており、わが国への侵入及び定着が懸念されています。上記事例のうち、国内への移入経路が確認されたものは全て、中国を出港又は経由したコンテナに由来するものでした。

ヒアリは攻撃性が強く、刺されるとアナフィラキシー症状を引き起こした場合には、死亡する可能性もあり、日本に定着すれば、人の健康や農業等へ甚大な影響が及ぶこと、また、在来生物を集団で攻撃し補食すること等により生態系への影響を及ぼす可能性があることから、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されています。

このため、コンテナが輸入された港湾や配送先、コンテナ置き場等でヒアリが発見された場合、完全に駆除したことが確認されなければ、外来生物法によりコンテナや荷物の移動は認められないため、また、上述のとおり、人の健康へ影響がありうることから、事業リスクにもなります。

今後春先からヒアリの活動も活発化すると考えられるため、貴省庁が監督するヒアリ生息地からの輸入品及びその輸送運搬に関わる業界団体等に対し、ヒアリ生息地（中国、台湾等）を出港するコンテナ内にヒアリが侵入する危険性を低減する等のため別添の内容について協力いただくよう、依頼願います。

※外来生物法及び特定外来生物については、詳しくは環境省のホームページをご覧ください。

○外来生物法 <http://www.env.go.jp/nature/intro/1law/index.html>

○特定外来生物一覧 <http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html>

※その他参考情報

○環境省 特定外来生物ヒアリに関する情報

<http://www.rnv.go.jp/nature/dobutsu/fireant.html>

○神戸市 荷物積み出し時等における留意事項

<http://www.city.kobe.lg.jp/infomation/committee/environment>

[/alian_species/manual.html](http://www.city.kobe.lg.jp/infomation/committee/environment/alian_species/manual.html)

○連絡先 地方環境事務所連絡先 <http://www.env.go.jp/nature/intro/reo.html>

都道府県等関係機関連絡先

<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/fireant/renrakusaki0911/pdf>

●国 税 だ よ り

○軽減税制制度の実施について

平成31年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられ、同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方は、売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくても、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方は、仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方は、課税事業者と取引

を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

軽減税率（8%）の対象品目は次のとおりです。

①飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます）をいい、一定の一体試算を含みます。

外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

②新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

○国税に関する一般的な相談は「電話相談センター」へ！

国税に関する一般的なご相談は「電話相談センター」をご利用ください。熊本国税局電話相談センターの職員がご相談をお受けします。

「電話相談センター」ご利用の際の手順は、次のとおりです。

- 1 最寄りの税務署に電話します。
- 2 自動音声案内に従い、番号「1」を選択します。
※税務署からのお尋ねに対する問合せ

や納付相談、又は税務署の職員にご用のある方は、番号「2」を選択してください。

- 3 自動音声案内に従い、相談したい内容の番号を次の中から選択します。
 - ① 個人の年金や事業などの所得税
 - ② 給与などの源泉徴収（年末調整）又は、支払い調書
 - ③ 相続税や贈与税又は譲渡所得
 - ④ 法人税
 - ⑤ 消費税や印紙税
 - ⑥ その他のお問合せやご不明な点がある場合

○大分税務署（電話 097-532-4171）※自動音声案内

陸災防だより

講習案内

～ 現場の安全は、教育から ～

◆受講希望日が決まりましたら、電話にてご予約下さい。(2ヶ月前から受付開始)

- ◎はい作業主任者技能講習 (定員各50名) 平成30年6月21日(木)・22日(金)
大分労働局長登録・登録番号第48-5号 平成30年10月16日(火)・17日(水)
平成31年1月24日(木)・25日(金)
- ◎積卸し作業指揮者安全教育 (定員各30名) 平成30年7月18日(水)
- ◎車両系荷役運搬機械等作業指揮者安全教育 (定員各30名) 平成30年9月14日(金)
- ◎交通労働災害防止担当管理者教育 (定員各20名) 平成30年10月5日(金)

※各々定員になり次第締め切ります。

【受講料等のご案内】

講習名	受講資格	受講料	テキスト代
はい作業主任者	(はい付け、はい崩し実務経験3年以上)	8,640円	1,543円
積卸し作業指揮者		7,560円	1,852円
車両系荷役運搬機械		7,560円	1,852円
交通労災防止管理担当者	(要：運行管理者基礎講習修了証の写)	5,400円	1,543円

※5月1日からテキスト価格が改定されますが、今年度は掲載している価格での取扱いと致します。

【振込先】

大分銀行 中島支店 普通 146070 陸災防大分県支部 (リクサイボウオオイトケンシブ)

※振込手数料は、貴社負担でお願いいたします。

※振込は講習日の2週間前までにお済ませください。

※振込でお支払いされた場合、領収証は発行致しません。領収証が必要な場合は、窓口及び現金書留にてお願い致します。

※上記金額は全て税込です。消費税改正の際には、金額が変更になります。

※フォークリフト及びショベルローダー等運転技能講習の業務廃止に伴い、当支部で取得された修了証の再交付・書換は「技能講習修了証明書発行事務局」での手続きとなります。(HP:<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/>・TEL:03-3452-3371、3372)

〔問い合わせ先〕

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大分県支部

☎ (097) 556-7866

FAX (097) 552-1591

〒870-0905 大分市向原西1丁目1-27
大分県トラック会館内

縦3.0cm 横2.4cm

写真の裏に氏名
を記入のこと。
デジカメ 不可
カラーコピー 不可
写真1枚
(貼らないこと)

受講申込書(修了証台帳)

TEL 097-556-7866

FAX 097-552-1591

受講 年月日	自 平成 年 月 日	受講講習名	
	至 平成 年 月 日		

フリガナ 氏名	男・女	※ 修了証 交付	番号 年月日	第 号 平成 年 月 日
生年月日	昭和 平成 年 月 日			
現住所	〒 [][][][] - [][][][]		TEL	- -
			携帯電話	- -
			FAX	- -
勤務先	所在地	〒 [][][][] - [][][][]	TEL	- -
			FAX	- -
	フリガナ 名称		※ 事業主 証明	昭和・平成 年 月から 昭和・平成 年 月まで 経験 年 ヶ月 (印)

下欄に、本人確認書類(自動車運転免許証)の写しを添付して下さい。

自動車運転免許証(写)	

- 注 1) ※印以外の欄は、申込者において記載のこと。
2) 事業主証明は、特定の場合を除き不要のこと。
(特定の場合とは、はい作業主任者技能講習を指す。)

申込年月日	平成 年 月 日
申込者氏名 (受講者本人)	(印)

※ 照 合	資格証写	写 真	講習料	担当者	実施管理者
			現金・振込		
入金日 / 受講料		テキスト代	合計	円	

大分労働局長登録教習機関 大分産業機械技能教習所だより

平成30年度 技能講習・実技教習計画、講習料一覧表

区別	試験種別		講習内容		講習料		講習実施月日	
	種類	受講資格	日数	時間	受講料	テキスト代	6月	7月
免許	移動式クレーン 登録第38号	全科(学科・実技)	6日	26H	97,200	4,461		18日～20日と 23日～25日
		実技のみ	6日	9H	88,560			
技 能 講 習	車両系建設機械 登録第36号	大型特殊運転免許所持者 小型車両系特別教育所持者 (3ヶ月以上)	2日	14H	48,600	1,400	13日～14日 27日～28日	11日～12日 30日～31日
		全科(学科・実技)	6日	38H	91,800	1,400	4日～8日と 11日 18日～22日と 25日	2日～6日と 9日 19日～20日と 23日～26日
	解体用 登録第3-21号	車両系(整地等及び 旧解体用)技能講習 所持者	1日	5H	16,200	1,540	1日 26日	30日
	不整地運搬車 登録第3-23号	車両系(整地等) 技能講習所持者 大型特殊免許所持者	2日	11H	34,560	1,540	14日～15日	9日～10日
	高所作業車 登録第3-22号	移動式・小型移動式 クレーン技能講習所持者	2日	12H	36,720	1,850	4日～5日 18日～19日	2日～3日 13日と17日
		普通運転免許所持者	3日	14H	37,800	1,850	4日～6日 18日～20日	2日～4日 13日と 17日～18日
		普通運転免許なし	3日	17H	46,440	1,850		
	小型移動式 クレーン 登録第3-20号	玉掛・床上クレーン技能講習 所持者	3日	16H	41,040	1,340	6日～8日 20日～22日	3日～5日 17日～19日 31日～8月2日
		免除なし	3日	20H	45,360	1,340		
	玉掛 登録第41号	小ク・床上クレーン技能講習 所持者	3日	15H	19,440	1,645	13日～15日 27日～29日	11日～13日 25日～27日
免除なし		3日	19H	23,760	1,645			
フォークリフト 登録第4-1号	フォークリフト特別教育(3ヶ月) 大型特殊免許所持者(キャ タピラ限定なし)	2日	11H	16,200	1,620	4日と8日 18日と22日	2日と6日	
	大型・中型・普通運転 免許所持者	4日	31H	29,160	1,620	1班	4日～7日 18日～21日	2日～5日
						2班	4日と 11日～13日 18日と 25日～27日	2日と 9日～11日
						土・日	16日～17日と 23日～24日	
普通運転免許なし	5日	35H	30,240	1,620				
シヨベル ローダー 登録第4-2号	大型特殊免許所持者(キャ タピラ限定なし)	2日	11H	15,120	1,620	受講希望者が一定の人数に 達した時点で実施を検討し ます。		
	大型・中型・普通運転 免許所持者	5日	31H	31,320	1,620			
特別 教育	クレーン等(吊り上げ過重5トン未満)		2日	13H	11,880	1,645	11日～12日 25日～26日	9日～10日 23日～24日 30日～31日
	小型車両系(機体質量3トン未満)		2日	13H	11,880	1,340		
	ローラー(制限なし)		2日	10H	11,880	1,340		5日～6日
	フォークリフト(最大荷重1トン未満)		2日	12H	11,880	1,620		17日～18日
職長・安全衛生責任者教育			2日	14H	11,880	1,512	11日～12日 25日～26日	11日～12日
熱中症予防労働衛生教育			1日	3.5H	4,320	1,404		

☆建設業もあわせ営んでいる会員の皆様
技能講習について次の会社は助成金制度の適用があります。
建設労働者確保育成助成金(大分労働局 大分助成金センター)

- 1 中小建設事業主であること。
- 2 雇用保険料が「建設の事業」の料率であること。
- 3 受講者が被保険者であること。
- 4 労働保険料を滞納していないこと。

(問い合わせ先)

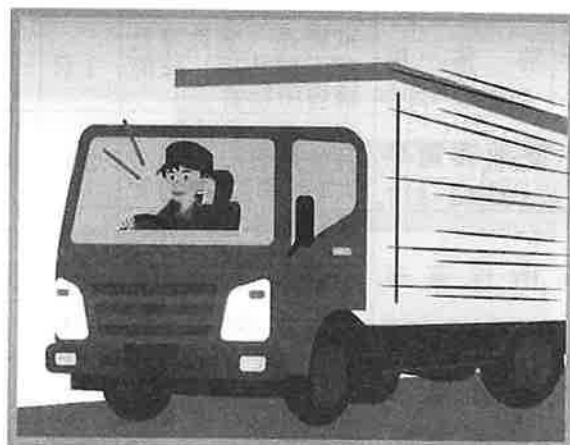
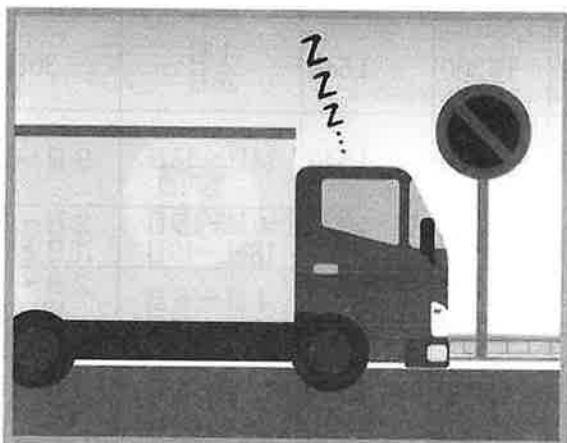
※受講申込みの際に、助成金利用の旨をお知らせ下さい。

一般社団法人 **大分産業機械技能教習所**
〒870-0905 大分市向原西1-5-11

☎ (097) 554-2246
FAX (097) 554-2248

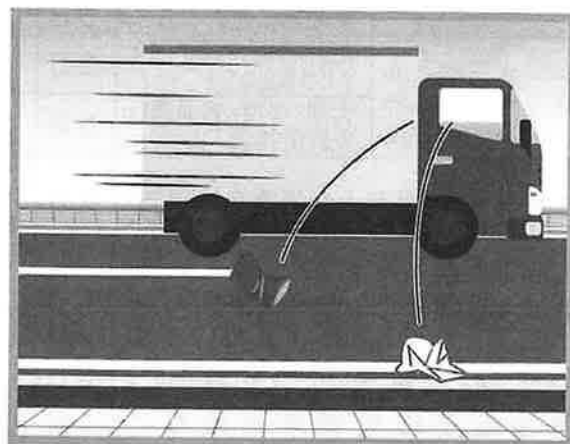
違法行為をしていませんか？

違法駐車、運転中のスマホ操作は
違法行為なのでやめましょう。



運転マナーを守っていますか？

長時間にわたる駐車やアイドリング、ゴミのポイ捨ては
マナー違反なのでやめましょう。



公益社団法人

全日本トラック協会

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

事務所移転のお知らせ



謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、独立行政法人自動車事故対策機構 大分支所の被害者援護業務・安全指導業務へのご理解とご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

さて、この度、独立行政法人自動車事故対策機構 大分支所は、下記新住所にて平成30年5月8日(火)から業務開始しましたのでお知らせいたします。

また、電話番号及びFAX番号とも変更になっておりますので、お掛け間違いのないようをお願い申し上げます。今後とも何卒よろしくようお願い申し上げます。

敬具

記

【新住所】

〒870-0905 大分市向原西1丁目1番27号 大分県トラック会館3階
TEL : 097(558)3155 FAX : 097(558)3156

【アクセス】

(JR) JR高城駅より徒歩15分

(バス) 〈最寄りバス停〉大分土木事務所前(大分バス)

(自家用車) 大分県トラック会館の駐車場は無料ですが、台数に制限がありますので、極力、乗り合わせでご来所をお願い申し上げます。



お知らせ

第一・第三土曜日の開業について

当機構の業務につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年度における当機構業務の土曜日開業につきまして第一・第三土曜日の開業日をお知らせいたします。ぜひご利用ください。

なお、開業した土曜日に代わる休業日は、原則として翌週の月曜日とさせていただきますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◇ 平成30年度 土曜開業日カレンダー ◇

6月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

7月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

(注:数字のみは開業日、■は休業日、●は祝日・休日を表しています)

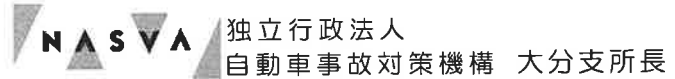
独立行政法人 自動車事故対策機構

大 分 支 所

〒870-00905 大分市向原西1丁目1番27号 大分県トラック会館3階
 ☎ 097-558-3155 fax 097-558-3156
<http://www.nasva.go.jp>

平成30年度第1回運行管理者等基礎講習《貨物》の開催について

貨物自動車運送事業者 様



平成30年度第1回運行管理者等基礎講習(貨物)の開催を下記の通りご案内いたします。
この基礎講習を修了することによって、運行管理者試験の受験資格を得ることができます。
なお、貨物試験の受験資格には貨物の基礎講習、旅客試験の受験資格には旅客の基礎講習を受講する必要がありますので、講習区分にご注意して受講してください。

**【重要】運行管理者試験を受験される方は、基礎講習の申込みとは別に、
(公財)運行管理者試験センターへの受験の申請手続きが必要です。**

1 受講対象者

- (1) 運行管理に関する実務経験が1年未満で、運行管理者試験受験資格が必要な方
- (2) 運行管理者補助者に選任される予定の方
- (3) 平成24年4月16日以降に新たに運行管理者に選任された方は（以前に基礎講習を受講していない方）選任届出をした年度内の基礎講習の受講が義務付けとなりました。
- (4) その他受講を希望される方
※平成7年4月1日以降の基礎講習を修了していない方は補助者に選任ができません。

2 講習月日及び場所

- (1) 開催日 平成30年7月18日(水)～20日(金)
(注) 講習を修了するためには、3日間全ての出席が必要です。
- (2) 受付時間 午前9時10分～9時50分(初日のみ)
- (3) 会場 大分県トラック会館5階大会議室(大分市向原西1丁目1-27)



3 申込み方法

(1) インターネット予約

NASVAホームページからアクセスしてください。<http://www.nasva.go.jp>
申込み後は、「予約確認書」をプリントアウトして当日受付にご提出ください。
(受付は「予約確認書」で行いますので忘れないようにお持ちください。)

(2) インターネット環境が未整備の事業者様は、ご来所もしくは簡易書留（郵便料金は事業者様ご負担）でのお申し込みが可能です。大分支所までお問い合わせください。

4 定員

受講予約受付は先着順で、定員（125名）になり次第締切りといたします。

5 受講手数料

1名につき8,700円（初日受付時）※混雑緩和のためお釣りの出ないようご協力ください。

6 修了証書等の交付

3日間の講習を全て受講し、3日目の試問の結果が一定基準に達した方に、
・運行管理者等指導講習手帳（講習修了の証明を押印したもの）
・運行管理者等基礎講習修了証書を交付します。

7 携行品…「予約確認書」の他に次の(1)～(3)をお持ちください。

- (1) 筆記具（付箋紙を準備されると便利です）
- (2) 手帳作成用写真1枚【受講前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面上3分身で、縦3.0センチ、横2.4センチ。必ず裏面に氏名を記載したもの】
- (3) 運行管理者等指導講習手帳【既に手帳の交付を受けている方】


8 講習日程予定 ※気象庁から特別警報が発表された場合は中止とさせていただきます。

	講習項目	講師	時間
1日目 7月18日 (水)	○自動車運送事業に関する法令 ○運行管理業務に関すること	NASVA 大分支所	10:00 ～ 16:00
2日目 7月19日 (木)	○道路交通に関する法令 ○事故防止に関すること ○自動車運送事業に関する法令	大分県警察本部交通企画課 大分労働局労働基準部監督課 NASVA 大分支所	10:00 ～ 17:00
3日目 7月20日 (金)	○自動車運転者の指導及び監督に関すること ○運行管理業務に関すること ○修了試問	NASVA 大分支所 NASVA 専任講師 NASVA 大分支所	10:00 ～ 16:00

9 その他

大分県トラック会館の駐車場は無料ですが、数量に制限がありますので、できるだけお乗り合わせでお越し下さい。満車の場合は、大分産業機械技能教習所の有料駐車場（大分土木事務所の北側）が利用できます。受付時にその旨をお伝えいただければ無料駐車券をお渡します。

《基礎講習に関するお問合せは》※5月8日に移転いたしました。

 独立行政法人自動車事故対策機構 大分支所 TEL：(097)558-3155
〒870-0905 大分市向原西1丁目1番27号 大分県トラック会館3階

【運行管理者試験について】

過去に基礎講習を受講していない場合は、運行管理者試験受験申請書に基礎講習の予約確認書の写しを添付する必要があります。試験の申請方法、申請期間等、試験に関することは
NECO運行管理者試験センター TEL：04-7170-7077へお問い合わせ下さい。
ホームページ<http://www.unkan.or.jp> 携帯電話版<http://uncan.or.jp/mobile>

九州
エコ
ライフ
ポイント

九州まとめてCO₂削減



九州エコライフポイント

夏の節電活動に参加しませんか？

「九州エコライフポイント」は、節電などの行動にポイント券を交付し、九州でのCO₂削減を進めております。ポイント券は、スーパー、コンビニ、道の駅などで使えます。

節電
に取り組もう！

募集期間 平成30年 5月1日(火) ▶ 7月20日(金)

節電活動期間 平成30年7月～9月
(検針票7、8、9月分)

ポイント券発行 平成30年10月以降

※参加申込方法など詳しくはホームページをご覧ください。



お問合せ・参加申込先

ポイント運営管理事務局 (日本トータルテレマーケティング株式会社) 担当:片山、泉
〒860-0844 熊本県熊本市中央区水道町8-6 朝日生命ビル11F
TEL 0570-087-335 FAX 0570-666-612 (受付:月～金 (祝日除く) 10:00～17:00)
Eメール info@q-ecolife.com URL https://q-ecolife.com/ エコライフポイント 検索



九州版炭素マイレージ制度推進協議会

節電活動(3ヶ月分の検針票提出)をしていただいた方

全員に 500ポイント券を進呈!



※写真はイメージです。

さらに前年同期比で電気使用量を削減できた方に100ポイント、前年夏または今年冬、節電活動をしていただいた方に100ポイント進呈。(1ポイント=1円)

特賞 2 節電活動(3ヶ月分の検針票提出)をしていただいた方の中から抽選で九州各地取扱店の商品が当たる!

<p>特賞 2 各商品 2名様</p> <p>特産品詰合せ 道の駅 香春</p> <p>特産品詰合せ 道の駅 おおき</p>	<p>佐賀県 各商品 2名様</p> <p>なな菜カレーセット 道の駅 山内 黒髪の里</p> <p>特産品セット 道の駅 桃山天下市</p>	<p>福岡県 各商品 2名様</p> <p>海の幸セット 道の駅 道唐使ふるさと館</p> <p>佐世保 鹽衛庵 カレーセット 道の駅 させぼくす99</p>
<p>大賞 各商品 2名様</p> <p>特産品詰合せ 道の駅 童話の里くす</p> <p>特産品詰合せ 道の駅 くにみ</p>	<p>熊本県 各商品 2名様</p> <p>特産みかん加工セット 道の駅みなまた 観光物産館まつぼっくり</p> <p>清和路菓詰合せ 道の駅清和文楽回 清和物産館</p>	<p>宮崎県 各商品 2名様</p> <p>山の幸ギフトセット 道の駅 とうごう 綺季彩</p> <p>宮崎のよかもんセット ひむかよかもん市場</p>
<p>鹿児島県 各商品 2名様</p> <p>薩摩だれやめセット 道の駅 植臨 (海海館)</p> <p>黒豚セット 道の駅おすみ 弥五郎伝説の里 (やごろう農土家市)</p>		

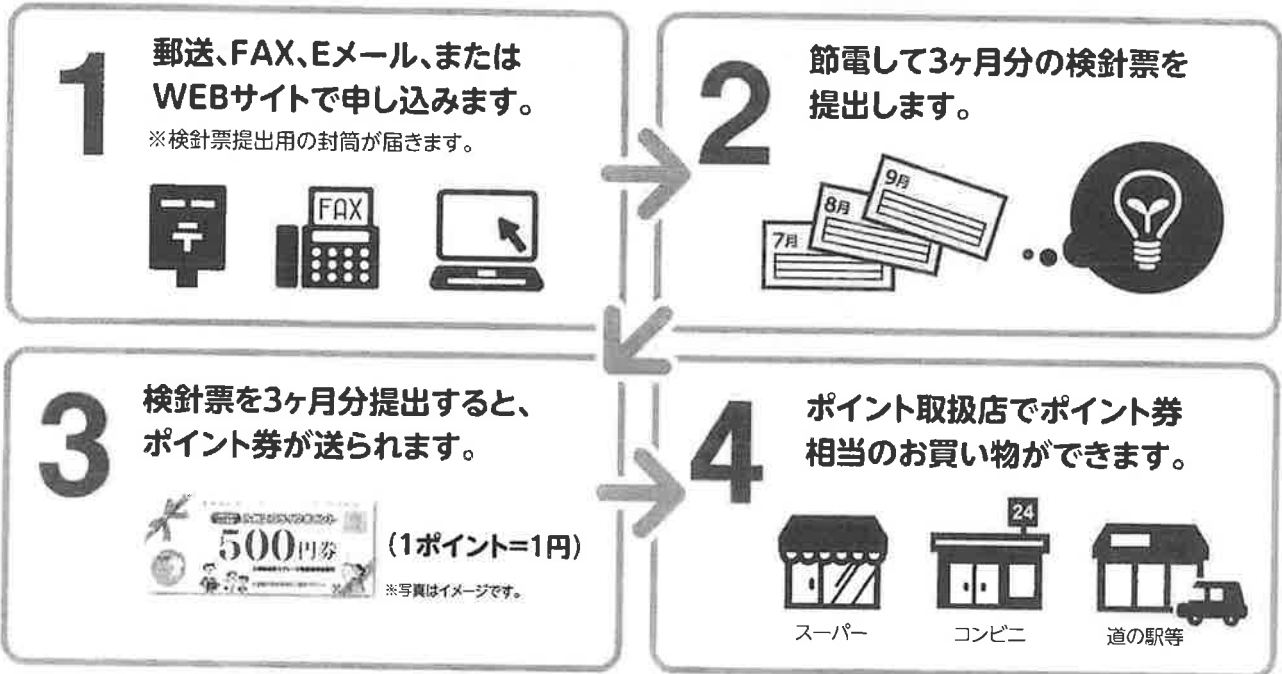
※特産品はFacebookで公開いたします。

前年同月比で電気使用量を削減できた方の中から抽選で5名様に2,000ポイント券を進呈!!

東船券 ▶ (株)フェリーさんふらわあ 大分⇄神戸又は別府⇄大分 スタンダード2名様部屋 2名様/1組



ポイント券受取までの流れ



参加方法

毎月電力会社から送付される「電気ご使用量のお知らせ(検針票)」で、前年同月の電気使用量と当月の使用量が比較できます。平成30年7月分～9月分の3ヶ月分を対象に、前年との使用量を比較し、その削減率等に応じてポイントを付与します。

参加の申込は、参加申込書に必要事項をご記入のうえ、ポイント運営管理事務局へ郵送、FAX、Eメール等でお送りください。また、九州エコライフポイントのホームページからもお申込みいただけます。



※電気契約者様、若しくは電気ご契約者様と同居の方以外はお申込みできません(1世帯1通までとさせていただきます)。

※平成28年4月からの電力小売自由化に伴い、新電力会社と契約された方や転居等により前年同月の電気使用量が検針票に記載されていない方は、前年同月の検針票またはそれに代わる証明書が必要となります。

※対象となるのは家庭用のみです。

※キリトリ

参加申込書

締切/7月20日(金)

住	郵便番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	福岡	長崎	宮崎	大分	県	市町村
所	アパート、マンション名、部屋番号までご記入ください。												
あなたの お名前	(フリガナ)	お申込み・検針票の提出は 簡単! 早い! 切手不要! のEメール またはWEBサイトでラクラク Eメール info@q-ecolife.com WEB https://q-ecolife.com/ <input type="text" value="エコライフポイント"/> <input type="button" value="検索"/>											
電気 ご契約者名	(フリガナ)												
電話番号	(日中連絡のつく番号をご記入ください)	Eメール アドレス	<input type="checkbox"/> 報告はEメールで行う										
あなたは今夏どのような節電の取組を行いますか?													
この九州エコライフポイント節電活動をどちらでお知りになりましたか?(○で囲んでください)													
事務局からの案内 県庁・市役所 温暖化防止センター 広報誌 イベント 新聞 その他()													

※記入に不備がある場合、お申込みできませんのでご了承ください。

※お申込みは、1世帯1通までとさせていただきます。

※これらの情報は「九州エコライフポイント」の運営以外には使用しません。

FAX送付先 ● 0570-666-612

Eメール送信先 ● info@q-ecolife.com

会員名簿訂正方のお願い

下記のとおり、会員事業所において事業計画変更がありましたので、お知らせします。

頁数	旧	新	変更の種別
7	北部輸送(株)大分営業所	(株)北部輸送大分営業所	譲渡譲受
15	マコトロジテック(株)	マコトロジテック(株)大分営業所	名称の変更
31	北部輸送(株)中津営業所	(株)北部輸送中津営業所	譲渡譲受

燃 料 情 報

平成30年3月末現在で調査した県内の軽油価格は次のとおりです。

軽油価格調査一覧表

1. 価 格 (円/ℓ)

	価 格 (県内)		
	最高	最低	平均
スタンド平均	120.0	97.0	105.1
ローリー平均	115.5	91.4	95.3
カード平均	114.5	92.3	101.0

2. 購入メーカー

	件数	割合
J X 日 鉱 日 石	10	26.3
出 光	8	21.1
昭 和 シ ェ ル	3	7.9
エクソンモービル	1	2.6
キ グ ナ ス	0	0.0
コ ス モ	6	15.8
そ の 他	10	26.3
合 計	38	100.0

区分	月	29年											30年		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
スタンド平均	大分	97.7	95.8	93.1	93.3	94.1	96.1	99.1	103.3	104.8	104.9	105.6	105.1		
	全国	92.7	91.5	89.9	90.5	90.7	91.6	94.8	98.2	99.4	102.7	102.2	101.2		
ローリー平均	大分	86.6	84.7	83.1	83.9	84.2	85.4	88.5	92.6	93.2	96.7	96.2	95.3		
	全国	84.3	82.8	81.3	81.8	82.2	83.1	86.5	91.1	92.6	95.5	94.9	93.4		
カード平均	大分	92.4	90.7	89.4	89.7	89.9	90.9	94.1	98.6	99.7	101.9	102.1	101.0		
	全国	91.5	89.9	88.7	88.9	89.2	89.8	92.8	97.4	98.4	101.4	100.6	99.5		

注) 平均価格は県ト協、全ト協調べ(消費税抜きの価格)

注) スタンド: スタンドと特約をしている値段の平均

軽油価格調査集計表 (平成30年3月)

平成30年4月25日現在
(公社)全日本トラック協会

平成30年3月 単 純 計 算 表 地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	104.10	93.93	100.54

平成30年3月 元 売 別 集 計 表 地区:九州(沖縄除)

元 売 名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
JX日 鉱 日 石	106.64	93.16	106.66
出 光	104.99	95.40	101.46
昭 和 シ ェ ル	105.52	93.37	98.14
エクソンモービル		94.55	
キ グ ナ ス			
コ ス モ	103.26		96.30
そ の 他	96.97	95.08	97.98

平成30年3月 購 入 量 別 集 計 表 地区:九州(沖縄除)

月 間 購 入 量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	104.48	93.44	100.94
30～50キロリットル未満	103.30	96.30	94.58
50～100キロリットル未満	96.50	94.39	101.50
100キロリットル以上		93.68	

平成30年3月 支 払 期 限 別 集 計 表 地区:九州(沖縄除)

支 払 期 限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30 日 未 満	100.21	93.53	99.33
30～60日未満	103.32	93.80	99.66
60 日 以 上	112.67	94.60	106.85

軽油価格推移表 地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
平成29年11月	100.13	92.22	98.15
平成29年12月	101.92	94.00	98.67
平成30年1月	104.96	96.90	102.75
平成30年2月	103.95	96.17	101.39
平成30年3月	104.10	93.93	100.54

※消費税抜きの価格となります。

行事予定表（5月16日～6月15日）

日	曜	行	事
16	水		
17	木	ダンプ部会通常総会（10:30 大分県トラック会館）、タンクローリー部会通常総会（13:30 大分県トラック会館）	
18	金		
19	土		
20	日		
21	月	霊柩部会通常総会（14:00 大分県トラック会館）、陸災防本部理事会及び通常総代会（15:00 メルパルク東京）	
22	火	大分県高速自動車国道等における危険運搬車両の事故防止対策協議会（11:00 大分市消防局）	
23	水	引越事業者優良認定制度申請等に係る説明会（10:30 福岡県トラック総合会館）、引越優良事業者窓口責任者研修会議（13:30 福岡県トラック総合会館）、地球温暖化対策おおいた市民会議（14:00 大分市役所）	
24	木	公益・一般法人5月定例講座（13:30 福岡朝日ビル）	
25	金		
26	土		
27	日		
28	月	正副会長会議（10:00 大分県トラック会館）、臨時理事会（11:00 大分県トラック会館）、第71回定時総会・大分県トラック政治連盟通常総会・陸災防通常総会（13:00 大分県トラック会館）	
29	火	貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）事前説明会「更新」（13:30 大分県トラック会館）、全ト協 タンクトラック・高圧ガス部会総会（15:00 東京都トラック協会）	
30	水	地球温暖化対策大分市民会議普及啓発部会（14:00 大分市役所）	
31	木	貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）事前説明会「新規」（13:30 大分県トラック協会）	
6/1	金		
2	土		
3	日		
4	月		
5	火		
6	水		
7	木	全ト協 理事会（13:30 全日本トラック総合会館）	
8	金		
9	土		
10	日		
11	月		
12	火		
13	水	全ト協青年部会全国代表者協議会研修会・交流会（15:00 全日本トラック総合会館）	
14	木		
15	金		

帳票関係FAX注文書

(公社) 大分県トラック協会 宛 (FAX:097-552-1591)

平成 年 月 日

		単 位	単価(円)	ご注文部数
1	運転日報 (基本タイプ)	1冊 (100枚)	170	
2	運転日報 (応用タイプ)	1冊 (100枚)	320	
3	乗務日報	1冊 (100枚)	270	
4	日常点検記録簿 (トラック用)	1冊	150	
5	〃 (トラクタ・トレーラー用)	1冊	150	
6	点呼記録 (12名・A様式:途中点呼あり)	1冊 (100枚)	350	
7	点呼記録 (12名・B様式:途中点呼なし)	1冊 (100枚)	350	
8	点呼記録 (25名・A様式:途中点呼あり)	1冊 (100枚)	600	
9	点呼記録 (25名・B様式:途中点呼なし)	1冊 (100枚)	600	
10	点呼記録 ファイル (12名用)	1個	1,300	
11	点呼記録 ファイル (25名用)	1個	1,800	
12	点検整備記録簿 (A 4判・2枚複写)	1冊	300	
13	車両管理台帳綴 (A 4判)	1冊	220	
14	運転者台帳 (労働者台帳)	50枚	500	
15	運転者台帳 (労働者台帳) 索引	1枚	25	
16	運転者台帳用ファイル (索引付)	1個	800	
17	運行管理者	1枚	50	
18	整備管理者	1枚	50	
19	事故報告書 (4枚複写)	1セット	200	
20	運行管理規程	1冊	200	
21	整備管理規程	1冊	150	
22	ゼロ旗 (大)	1枚	1,500	
23	安全旗 (大)	1枚	1,500	
24	運行指示書 (2枚複写)	30組	400	
25	〃 (2枚複写・30組)	1冊	480	
26	事業報告書	1冊	100	
27	タコチャート紙 M-7-120	1個	600	
28	M-7-140	1個	600	
29	L-7-120	1個	600	
30	L-7-140	1個	600	
31	M-26-120	1個	600	
32	M-26-140	1個	600	
33	標準貨物自動車運送約款 (掲示用)	1枚	108	

ご住所 (〒 -)	お電話 () -
貴社名	担当者名

※ご記入いただきました個人情報については、帳票注文に係る業務以外の目的には利用いたしません。

フェリーさんふらわあ



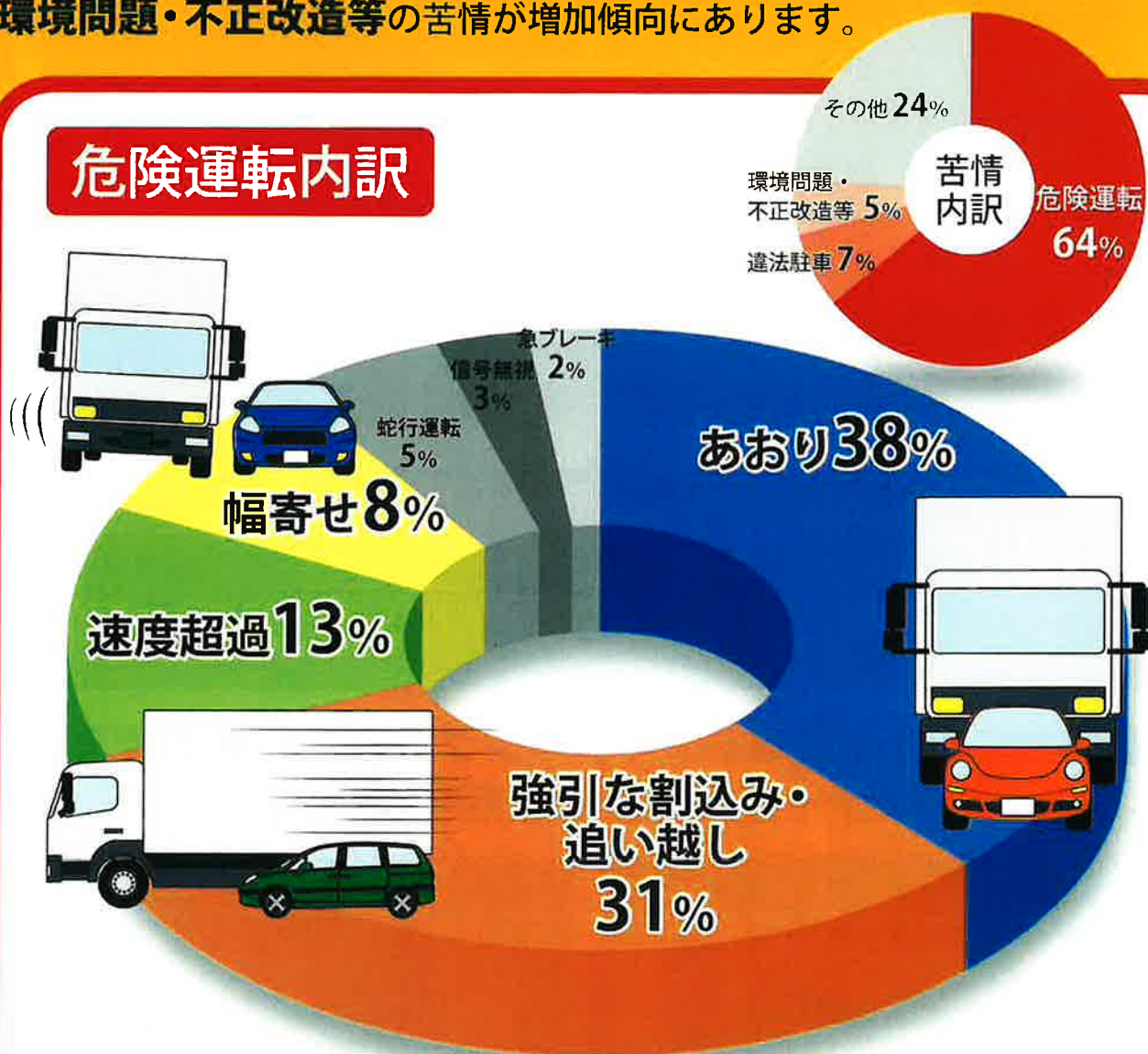
ダイヤモンドフェリー 関西汽船

神戸・大阪 予約 TEL (078) 857-5448	大阪のりば 06-6613-1571 神戸・六甲のりば 078-857-1988
松山・今治 予約 TEL (089) 951-2927	松山観光港のりば 089-951-3721 089-951-0167
大分・別府 予約 TEL (097) 535-1001	今治港のりば 0898-23-5110 大分港のりば 097-536-5500 別府港のりば 0977-22-1311

STOP! 危険運転

近年、地方適正化事業実施機関に寄せられる、**危険運転、違法駐車、環境問題・不正改造等**の苦情が増加傾向にあります。

危険運転内訳



(平成 28 年度実績)

トラックドライバーが大丈夫と思う行為も乗用車から見ると**危険運転になってしまう**場合があります。

安全運転を心掛けましょう。



公益社団法人
全日本トラック協会

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関